
運営方針

那珂川町教育委員会

平成 15 年 11 月策定

1. 基本方針

公立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の最も身近にあって、だれに対しても開かれている図書館でなければならない。

そこで当館は、読書普及活動の推進を図るとともに、利用者の要望もふまえて広範囲な図書や資料の収集を行い、その整理・保存に努める。さらに、町民が「だれでも」気軽に利用できるという基本的な姿勢のもとに運営し、町民に親しまれ、愛される地域の図書館づくりに努める。

また当館は利用者のプライバシーを保護するため業務上知り得た事実を外部に漏らさないことを保証する。

以上の機能を果たすため、当館は、次の図書館サービスの実施に努める。

2. 図書館サービス

(1) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに、広い範囲にわたる種類及び量の資料の整備に努める。
- ② 町民の身近な図書館として、地域の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努める。
- ③ 図書館利用の促進を図るため、コンパクトディスク、ビデオテープ、DVD等の視聴覚資料の収集に努める。
- ④ 資料提供として、貸出を積極的に行う。また、貸出を進展させるため予約制度等の充実を図る。
- ⑤ 資料は、利用者が直接自由に閲覧できるよう可能な限り開架にする。その配架にあたっては、利用者が資料を見やすく、利用しやすいように配慮する。
- ⑥ 利用者が必要とする資料を確実に提供するために、国立国会図書館、県立図書館及び市町村立図書館の間に相互貸借制度を確立する。
- ⑦ インターネット等を活用した迅速な検索システムの整備に努める。
- ⑧ 資料の提供に当たって、著作権等の侵害が発生しない範囲でコピーサービスを行う。

(2) レファレンス・サービス等

- ① 町民の調査、研究等に関する問い合わせに応ずる「レファレンス・サービス」の体制を整え、利用者の求める資料、情報の提供を積極的に行う。
- ② 図書館サービスの中でも重要であるレファレンス・サービスを充実させ、迅速・的確な資料情報の紹介又は提供に努める。
- ③ 幅広いサービスの提供を行うため、他の図書館等と相互協力を行う。

(3) 利用者に応じた図書館サービス

① 成人に対するサービス

誰もが楽しく読める資料をはじめ、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、生活や仕事、教養に必要な知識、情報を得られるものを主体とした資料、また特定の知識、情報について調べるための資料の収集・提供に努める。

② 児童・青少年に対するサービス

幼児の絵本、紙芝居から発達段階に応じた資料や、児童が日常生活の中で、読書習慣を身につけ、読書意欲を高める資料及び調べ学習の資料等の提供に努める。読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、学校等の教育施設との連携の強化に努める。

③ 高齢者に対するサービス

高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器等の資料や機器・機材の整備・充実、図書館利用の際の介助、対面朗読等のサービスに努める。

④ 障害者に対するサービス

障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、関係機関・団体と連携を図りながら点字資料・録音資料の宅配サービス、図書館利用の際の介助、対面朗読等のサービスに努める。

⑤ 外国人に対するサービス

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に努める。

(4) 開館日時等

開館日・開館時間の設定にあたっては、利用を促進するため地域住民の生活時間等を考慮して設定する。

したがって、休館日については原則として月曜日とし日曜日・祝日については開館する。また、開館時間の延長にも努める。

3. 多様な学習機会の提供

町民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会・原画展・展示会等を主催し、また学校・ボランティア団体と連携するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努める。

4. 図書館間等の連携・協力

当館は、資料及び情報の充実に努めるとともに状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努める。その際、公立図書館相互の連携のみならず、学校図書館や公民館、児童館等の社会教育施設、官公署等との連携にも努める。

さらに当館は、町内における図書に関する中心的役割を担うものであり、学校図書館や公民館図書室等とのネットワークの構築及び図書の団体貸出しを実施する。

また、町の関係機関や読み聞かせのボランティア等と連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を紹介し手渡す活動を支援する。

5. 施設・設備

本方針に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧・収蔵、レファレンス・サービス、展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備及び利用者に応じたサービスに必要な施設・設備を確保するよう努める。

また、図書館機能の充実及びサービスの向上のためにコンピューターを導入し、貸出・返却作業のスピードアップ、資料管理の徹底や資料検索の迅速化を図る。

なお、将来的な移動図書館の設置については、今後の課題とする。

6. 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努める。

7. 職員

- (1) 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努める。
- (2) 司書は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努める。
- (3) 職員は、自らの資質・能力向上を図るため学習に努めるとともに、図書館としては、職員の基礎的教養と専門的技量を高める継続的・計画的な研修の実施に努める。
- (4) 専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員の確保に努める。